

症例定義改定についての Q&A (5月22日版)

問1 今回の症例定義の改定でなにが変わるのか。

従来、疑似症患者は、新型インフルエンザがまん延している国又は地域等の滞在歴・渡航歴等の疫学的要件が必要であったが、今回の改定では、症状及び医師の臨床的な判断のみとした。

問2 医師が、新型インフルエンザを臨床的に強く疑った時とはなにか？

インフルエンザ様の臨床症状（38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状）、迅速診断キットの結果などを踏まえ、診察した医師が判断する。

なお、インフルエンザ迅速診断キットによって、A型陽性だった場合には、原則、疑似症患者の定義に当てはまり、保健所への連絡を要するものであるが、インフルエンザ迅速診断キットによってA型陰性B型陰性の場合やインフルエンザ迅速診断キットがない場合であっても、別添の資料(1.2)等を参考に医師が、強く疑った場合には、保健所への連絡を要する。

問3 「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」とは何か。

通知に示しているとおおり、「疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる」が、具体的には以下のような観点を総合的に加味して判断することとなる。

- ① 感染が報告されている地域（国内外）での滞在又は旅行歴
 - ・まん延していると考えられる地域（5月21日時点で、米国（本土）、メキシコ、カナダ）
 - ・まん延しているとは考えられていない地域ではあるが急速な患者数の増大が見られる場合
- ② 新型インフルエンザ患者との濃厚な接触歴がある
- ③ 職場、学校または家庭などにおけるインフルエンザ様症状の発生状況
 - ・インフルエンザ様症状を呈している者が、患者の周囲に3名以上いる場合
- ④ 他の疾患を強く疑われる場合でないこと
 - ・患者の周辺に、他の疾患が流行していない場合

※疫学的な情報は、海外においてはWHO、CDC、各国政府ホームページ、国立感染症研究所等の公式な情報を、日本国内においては、厚生労働省もしくは地方自治体により公表された情報とする。

問4 疑似症患者について、必ず地方衛生研究所で確定（PCR）検査を行わなければならないのか？

疑似症患者であつてかつ「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」がある場合は、原則として、PCR検査を行うことが必要である。

ただし、一定以上の患者が発生している場合、PCR検査については、新たな地域での患者発生を把握する観点から、患者が発生していない地域からの検体を優先して検査を実施するなど、検査に優先順位をつけて運用して差し支えない。